

(総合評価) 三条大橋補修工事 (その5)

落札者決定基準

令和 8 年 7 月
京 都 市 建 設 局

技術資料の評価基準

分類	評価項目	配点表		評価基準
施工計画	品質管理	4	4	a 現地の条件を踏まえた具体的な工夫が見られ、かつ、効果が高いもの (4点) b 現地の条件を踏まえた具体的な工夫が見られるもの (2点) c 上記に該当しない場合 (0点)
企業の施工能力	京都市市長部局が発注し、元請として受注した工事（ただし、工事種別を「土木工事」、「鋼橋梁工事」及び「PSC工事」とする。）のうち、令和元年度から令和7年10月31日までに完成済みの工事成績評定点の平均値	2	2	a 平均点が80点以上の場合 (2点) b 平均点が75点以上80点未満の場合 (1点) c 平均点が75点未満の場合 (0点)
災害協定	京都市との災害協定の締結	1	1	a 京都市と災害協定を締結している団体に属している (1点) b 上記に該当しない場合 (0点)
担い手の確保	監理技術者、主任技術者、現場代理人、担当技術者のいずれかへの若手（40歳以下）又は女性の登用状況	1	1	a 若手（40歳以下）又は女性を登用する場合 (1点) b 上記に該当しない場合 (0点)
配置予定技術者の能力	CPDSにおいて、令和6年度又は令和7年度に取得した1年間の各年度の学習単位	1	1	a どちらかの年度に20単位を取得した場合 (1点) b 上記に該当しない場合又は低入札調査基準価格未満の入札を行った場合 (0点)
地域貢献	$(\text{貢献度}) = \frac{(\text{市内1次下請総数})}{(\text{1次下請総数})} \times 100(\%)$	2	2	a 貢献度が75%以上の場合 (2点) b 貢献度が50%以上75%未満の場合 (1点) c 貢献度が50%未満の場合又は低入札調査基準価格未満の入札を行った場合 (0点)
加算点計		11	11	

注1) 各評価項目が確認できる資料（最新の団体名簿、学習履歴証明書の写し、資格者証等の写し、登録証の写し等、技術資料提出日において3か月以上の雇用関係が確認できる資料（事業者名の記載がある健康保険情報、「資格情報のお知らせ」、マイナポータルからダウンロードした「医療保険の資格情報」PDF、資格確認書、旧健康保険証の写しに3か月以上継続雇用している旨を補記したもの等の写し）も併せて提出すること。提出された資料で、各評価項目が確認できない場合は評価しない。

注2) 上表の「施工計画」の項目の評価点は、採点者の評価点を平均し、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁までの数値とする。

注3) 落札者決定基準、入札公告、設計図書に記載のない事項については「京都市建設局総合評価方式ガイドライン」のとおりとする。<http://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000189416.html>

注4) 提出資料が、「京都市建設局総合評価方式ガイドライン」に記載の欠格事項に該当する場合は、入札を無効とする。

II 技術資料の評価項目

本工事は、「いのちを守る 橋りょう健全化プログラム」に基づき、三条大橋の老朽化修繕及び耐震補強を行うものである。

本橋りょうにおいて、耐震性を確保するために実施する落橋防止装置の設置や杓座拡幅は、施工時における品質管理が、本橋りょうの耐久性に影響するため、現場条件に応じた適切な施工が求められる。

以上のことから、本工事は高い技術力を要するものであり、工事の品質を確保するためには、前述した内容を取りまとめた書面（以下「技術資料」という。）と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する必要がある。

したがって、本工事は総合評価方式（簡易型）を採用し、総合評価方式における技術資料について、以下のとおり求める。

1 施工計画

品質管理について（様式2）

本工事は、桁下の橋脚廻りに設置された狭隘な吊足場内において、側面が劣化し、天端面も凹凸が生じている既設鉄筋コンクリート製枕梁に、アンカー筋を設置して、鉄筋コンクリートによる杓座拡幅を行い、既設部と一体化させるものである。

また、三条大橋は歴史的背景や鴨川と調和した風景など、文化的特性も併せ持つ橋りょうであることから、木製高欄や桁隠しのみならず、橋脚についても、その出来栄が重要となる。

これらの状況を踏まえ、以下の(1)及び(2)の各項目において、コンクリートの品質確保と既設部接続面の一体性向上を図る必要がある。

- (1) 現場の狭隘な作業条件や新設する杓座拡幅部の構造的特徴（細長形状、杓座天端の高低差、鉄筋密度の高さ等）、コンクリート打設時期（1月～2月）を考慮したコンクリートの品質を確保するための対策（2提案まで）
- (2) 既設枕梁の状態（側面の劣化状況等）を考慮し、既設部と新設する杓座拡幅のコンクリートとの一体性を向上するための対策（1提案まで）

上記に基づき、本工事の品質を確保する対策について、目的と効果を述べたうえで、重要かつ効果的と考える順に具体的に記載すること。

ただし、提案は各項目につき指定の件数以内（計3提案まで（1提案当たり1対策とする））とし、これを超える提案については評価の対象外とする。

※ 上記において、提案されたものについては、設計変更の対象としない。また、施工方法及び材料に関する提案についても可とするが、設計変更の対象としない。

※ 以下の提案については、評価の対象外とする。

- ・ 過度な金額負担が伴うと考えられる提案
- ・ 関係機関（道路管理者、交通管理者、河川管理者、企業者等）及び地域住民との協議により、明らかに同意を得ることが難しいと想定される提案
- ・ 1提案に複数の対策を盛り込んでいる提案

記載例1：コンクリートのひび割れ抑制のために、○○（材料）を使用し、かつ△△（施工方法等）を行う。

⇒材料と施工方法等の提案をしているため、複数の対策となる。

記載例2：コンクリートの一体性向上のために、既設部との接続面に○○（材料1）を塗布し、さらにコンクリートに◇◇（材料2）添加する。

⇒異なる目的の材料を提案しているため、複数の対策となる。

2 企業の施工能力

京都市市長部局が発注し、元請（共同企業体を含む。）として受注した工事（ただし、工事種別を「土木工事」、「鋼橋梁工事」及び「PSC 工事」とする。）のうち、令和元年度から令和7年10月31日までに完成したものについて、工事成績評定点の平均値*（小数第1位を切捨て整数とする。）を評価する。ただし、随意契約、「（総合評価）（単価契約）公共土木施設補修等工事及び業務委託」以外の単価契約等の案件を除く。

※ 工事成績評定点の平均値は、京都市競争入札等取扱要綱 第3条第2号アに規定するものとする。

3 災害協定（様式3）

元請事業者が、本件の技術資料の提出日において、京都市と「大規模災害発生時における緊急対応に関する協定」又は「災害発生時における応急対策活動に関する協定」を締結している団体*に加入している場合に評価する。

※ （一社）京都府建設業協会、京都土木協会、（一社）京都道路建設業協会、（一社）全国中小建設業協会全中建京都及び京都部落建設業者共同組合に限る。

4 担い手の確保（様式4、5、6）

次の評価項目については、本工事の入札公告に基づき、2名又は3名の技術者を配置予定者として入札参加確認申請した場合、評価点が最も低い者について評価する。

元請事業者が、若手（本件の技術資料の提出日時時点で満40歳以下）又は女性を、本工事において監理技術者、主任技術者、現場代理人、担当技術者のいずれかとして登用する場合に評価する。ただし、常勤の自社社員であり、かつ技術資料の提出日において、引き続き3か月以上の雇用関係があること。また、登用する技術者について、工期中の交代は、次のいずれかの場合を除いて認められない。

（ア）死亡、傷病、被災、出産、育児、介護、退職等の真にやむを得ない場合。

（イ）受注者の責によらない大幅な工期延長があった場合、工期が多年に及ぶ場合、工場製作から現場施工に移行した場合等で、工事の継続性、品質確保等に支障がなく、受発注者間で協議して合意したとき。

なお、若手又は女性の技術者は、最大3名まで提出することができるが、落札した場合には、直ちに実際に配置する技術者を特定し、工事担当課に書面（任意様式）で報告すること。

5 配置予定技術者の能力（様式7、8、9）

次の評価項目については、本工事の入札公告に基づき、2名又は3名の技術者を配置予定者として入札参加確認申請した場合、評価点が最も低い者について評価する。ただし、低入札調査基準価格未満の入札を行った場合は、点数を0点とする。

元請事業者の配置予定技術者が、CPDS（（一社）全国土木施工管理技士会連合会の継続学習制度）において、令和6年度又は令和7年度に取得した各年度の学習単位の取得状況により評価する。

なお、対象とする期間は各年度において4月1日から3月31日の1年間*とする。

※ 証明期間については、各年度の4月1日から3月31日の1年間とすること。

（証明期間と証明日は異なるため注意すること）

6 地域貢献（様式10）

下式で算出される「貢献度」により評価する。ただし、低入札調査基準価格未満の入札を行った場合は、点数を0点とする。

$$\text{（貢献度）} = \text{（市内1次下請総数）} \div \text{（1次下請総数）} \times 100 \text{（\%）}$$

市内企業：京都市内に本店を有する企業（企業又は個人事業者）

1次下請企業：建設業法第24条の8における下請負人のうち

1次下請負人となるもの及び1次下請負人となる警備会社

市内 1 次下請総数：1 次下請企業のうち、市内企業の総数

1 次下請総数：1 次下請企業の総数

III 総合評価に関する事項

1 技術資料の評価方法

(1) 標準点

標準点は、技術資料の提出期間に必要な事項等について、記載漏れのない技術資料を本市に提出した入札参加者に対して **100点** を与える。

(2) 加算点

加算点は、落札者決定基準に基づき、入札参加者から提出された技術資料を評価し、点数化した合計値とする。

(3) 評価値

① 評価値は、標準点と加算点の合計（以下「技術評価点」という。）を入札参加者の入札価格で除して得た数値とする。

② 評価値は、以下の方法に基づき算出し、端数処理は行わないものとする。

(4) 評価値の算出方法

$$\begin{aligned}\text{評価値} &= \text{技術評価点} \div \text{入札価格} \\ &= (\text{標準点} + \text{加算点}) \div \text{入札価格}\end{aligned}$$

(5) 落札者の決定方法

入札価格が予定価格の制限の範囲内である入札参加者のうち、入札価格と技術資料の評価結果に基づき算出した、評価値の最も高い者を落札者とする。

なお、学識経験者の意見聴取については、総合評価方式の落札者決定基準を定めるときに行うことが義務付けられている。また、その際に落札者決定時においても意見を聴くように求められた場合には、学識経験者の意見聴取を行ったうえで落札者を決定する。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、欠格事項とみなし、入札を無効とする。

- ① 技術資料の提出期日までに技術資料を提出しない場合
- ② 技術資料に記載漏れがある場合
- ③ 技術資料の様式が定められたものと異なる場合
- ④ 技術資料の記載内容が発注者の求めている内容と異なる場合
- ⑤ 技術資料に虚偽の記載があった場合

2 履行確保とペナルティ

(1) 技術資料に記載した事項については、施工計画書に記載するとともに、責任を持って確実に履行するものとする。また、履行状況については、施工中及び施工完了時に受発注者間で確認するものとする。

(2) 受注者の責により技術資料に記載した事項が達成できなかった場合は、完成検査成績評定の法令遵守等の項目において工事成績評定点を減ずることとする。

なお、技術資料に記載した事項を達成する意志が受注者に認められないなど、受注者の技術資料に記載した事項に対する履行状況が特に悪質と認められる場合は、京都市競争入札等取扱要綱第 29 条第 1 項の規定に基づき参加停止の措置をとる場合がある。

(3) 受注者の責により技術資料に記載した事項が達成できなかった場合は、履行した内容に基づく技術評価点を再度算出した後、評価値が落札決定時と同一になるよう価格を再計算し、当該価格と入札価格の差額を違約金として徴収する。

$$\text{違約金（税抜）} = A - A \times \{(B + C2) \div (B + C1)\}$$

A : 当初の入札金額（税抜）

B : 標準点（100）

C1 : 入札時の技術提案に基づく加算点

C2 : 技術資料に記載された事項を履行できなかった場合の加算点

計算の過程では、小数点以下第4位未満を切り捨てる。
違約金は、1円未満を切り捨てる。

以上